

## 顧問契約のご案内



弁護士法人 栗田勇法律事務所

〒420-0858 静岡市葵区伝馬町9-10 NTビル3階

tel.054-271-2231 fax.054-271-2232

<https://www.ik-law-office.com/komon>

[i-kurita@ik-law-office.jp](mailto:i-kurita@ik-law-office.jp)



弁護士法人 栗田勇法律事務所



# 社長、本業だけに 専念してください!

みなさん、こんにちは! 弁護士の栗田勇です。

今、このページをご覧になられている社長は、「だれかいい顧問弁護士いないかな・・・」と思いながら、さまざまな法律事務所のホームページをご覧になっているのではないのでしょうか。

現在、中小企業のうち、顧問弁護士を置いている会社は、それほど多くありません。

「これまで特に大きなトラブルもなかったし、うちは必要ないよ」というように、そもそも顧問弁護士をおく必要性やメリットを感じないことが大きな理由ではないのでしょうか。

もちろん、必要性もメリットもないのに、ただなんとなく顧問弁護士を置く必要は全くありません。それは、「お金(顧問料)の無駄」です。

でも、顧問弁護士の必要性やメリットを感じないのは、顧問弁護士の本当の使い方を知らないからだとは私は考えています。

単に「お飾り」や「保険」として、顧問弁護士を置き、実際には、(本当は相談すべきことがあるのに)ほとんど相談をしないのでは、顧問弁護士を置いた意味がありません。

実際にあったことですが、ある県内の有名な会社の総務部の方から、私の事務所に相談がありました。お話を伺うと、その方は、こう言いました。

「当然、会社に顧問弁護士はいます。ただ、こんな小さなことを聞いていいものかわからず、気軽に相談できる弁護士さんを探していました・・・(苦笑)」  
そうです。これこそ、「お金(顧問料)の無駄」というものです。

逆です、逆!

小さなこと、些細なことを、日頃から気軽に相談するために顧問弁護士を置くのではありませんか? 少額の債権回収や契約書のリーガルチェックなど、日常的に発生する法律問題に対応してもらうために顧問弁護士を置くのではありませんか? 是非、顧問弁護士の本当の使い方を知り、有効に活用してください!

また、これまで特に大きなトラブルもなく会社を運営してきた、という社長もいらっしゃると思います。

それは、本当に素晴らしいことです。

ただ、これまで大きなトラブルがなかったから、今後も大きなトラブルは起こらないということは残念ながら保証の限りではありません。

これって、「60歳まで一度も大きな病気にならなかったから、今後も大きな病気にならないよ。」と言って、健康診断に行かないのと同じですよ。

大きな病気になってから、青汁を飲み始めても遅いと思いませんか?

会社をできるだけトラブルから守りたいと考えるのは、経営者としては当然の考えだと思います。

私自身、経営者として同じ考えを持っています。

そうであるならば、大きなトラブルが起こる前に、予防策を講じておくべきです。

## 顧問契約のご案内 2



会社に相談しやすい顧問弁護士を置くことは、大きなトラブルを避けるための有効な予防策の1つです。

社長、是非、従業員が相談しやすい顧問弁護士を会社に置き、今まで以上に強い会社をつくってください!

また、弁護士法人栗田勇法律事務所の顧問契約では、下記の「顧問契約10の特徴」にもあるように、**従業員やその親族の個人的な相談も無料で対応しております。**

大切な従業員の皆様が交通事故に遭った、相続や離婚で揉めているなどといった場合には、是非、社長が「うちの顧問弁護士に相談してごらん」と言って、背中を押してあげてください。

プライベートで悩みを抱えている従業員が、仕事に専念することは、非常に難しいことです。

悩みを抱えている従業員を気遣い、社長が手を差し伸べてあげる。

そんな社長の下で、従業員は働きたいと思うのではないのでしょうか。

会社の**福利厚生**の一つとして、また、**会社の法務部の役割を担う場所**として、是非、弁護士法人栗田勇法律事務所を活用していただけたら幸いです。

現在、弁護士法人栗田勇法律事務所では、**約150社**(令和4年7月現在)と顧問契約を締結しております。その**95%以上**のお客様は途中で契約を解約することなく、顧問契約を継続していただいております。

「一度、話を聞いてみたい」と思っただけでしたら、弁護士法人栗田勇法律事務所にお電話をください。**栗田自ら御社に伺い、顧問契約の内容をご説明いたします。**ご連絡をお待ちしております!

## 顧問契約のご案内 3



### 弁護士法人栗田勇法律事務所

**顧問契約料金 月額33,000円(税込)**

※個人事業であるか法人であるか、会社の規模の大小等にかかわらず、一律月額3万3000円(税込)です。  
当事務所が、顧問弁護士を務めている企業、団体の業種は「顧問先会社様の業種一覧」をご参照ください。  
ご覧のとおり、業種は多岐に渡っておりますので、業界特有の事情等にも対応可能です。

※社労士の先生方との顧問契約につきましては、月額2万2000円(税込)です。

「顧問契約の内容について、より詳細に知りたい!」というお客様は、ご遠慮なくご連絡ください。次頁の「顧問契約の10の特徴」のほかにも御社のメリットとなるサービスを提供しておりますので、一度、ご確認いただきたいと思います。きっと毎月の顧問料を上回るメリットを感じていただけると確信しております。

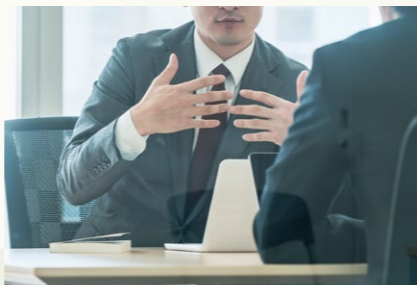


「Always For Our Clients」という弁護士法人栗田勇法律事務所の理念を顧問契約についても反映しております。当事務所の顧問契約には、以下の「10の特徴」がございます。

1

### 法律相談は、何度でも無料です。

東京等では、「この顧問料では、月に○時間の相談を無料でお受けいたします。」という法律事務所が多いと思いますが、弁護士法人栗田勇法律事務所は、法律相談は「何度でも」無料です。是非、他の法律事務所のホームページに掲載されている顧問契約の内容と比較してみてください!



2

### 従業員等による個人的な法律相談も無料です。

会社の大切な従業員やその親族が交通事故に遭った、相続や離婚で悩んでいるといった場合には、是非、社長が「うちの顧問弁護士に相談してごらん。」と言って、解決の手助けをしてあげてください。プライベートで悩みを抱えている従業員が、仕事に専念することは非常に難しいことです。悩みを抱えている従業員を気遣い、社長が手を差し伸べてあげてください。そんな社長の下で、従業員はずっと働きたいと思うのではないのでしょうか。



3

### 営業時間外(夜間、土日祝日)でも対応可能です。

緊急時のご相談にも対応するために、栗田の携帯電話の電話番号をお伝え致します。例えば、「年末年始なのに、こんな小さなことで連絡してもいいかな・・・。」なんて悩まれる必要は全くありません!まさに、そういうときのための顧問弁護士なのです。困ったときは、いつでもご連絡ください!



4

### 簡単な契約書等のチェック、通知文等の作成は無料です。

現在も、毎日のように顧問先会社様からFAXやメールで各種契約書が送られてきます。毎回、契約書のリーガルチェックを依頼するたびに費用がかかってしまうのでは、軽い気持ちで依頼をしづらくなりませんか? 弁護士法人栗田勇法律事務所では、契約書のチェックや通知文等の作成を毎月の顧問料の範囲内の業務と考えています。つまり、別途費用をいただいております。是非、他の法律事務所のホームページに掲載されている顧問契約の内容と比較していただきたいと思います。



5

### ユニオンとの団体交渉に弁護士が立ち会います。(団体交渉時の留意点に関する事前研修会も実施いたします)

ユニオンから団体交渉を求められた際は、栗田自ら団体交渉に立ち会います。また、団体交渉の前に研修会を実施し、団体交渉のルールやポイントについてレクチャーいたします。





6

### 判例紹介サービスをご利用いただけます。

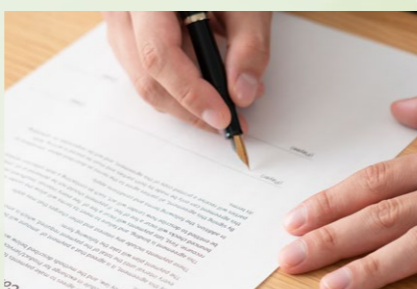
法的な問題が生じた場合、もしくは生じそうな場合に、類似の裁判例を知っておきたいというニーズにお応えするため、弁護士が無料で類似の参考判例をご紹介します。また、企業法務において参考になる重要判例をご覧くださいこともできます。



7

### 各種契約書式(ひな形)をご利用いただけます。

日常業務において使用する各種契約書のひな形をご利用いただけます。



8

### 弁護士費用の減額制度があります。

訴訟等における着手金を10%減額いたします。また、着手金がかからない「完全成功報酬」型の債権回収業務については、顧問契約を締結されていない場合と比べて報酬を50%減額いたします。



9

### 他士業との提携により、ワンストップサービスを提供いたします。

他士業と連携して事案に取り組む必要がある場合には、静岡法律税務研究所に所属する税理士、司法書士等とともに、事件を処理いたします。そのため、「どの先生に相談していいのかわからない…」という場合には、ひとまず弁護士法人栗田勇法律事務所にご相談ください。仮に弁護士の取扱分野でない問題の場合でも、「弁護士の分野ではないので、わかりません。他の先生に聞いて下さい。」なんて終わらせ方はしません。分野が違って、決して見放さず、最後までできる限りの対応をします。



10

### 顧問先会社様限定セミナーに無料でご参加いただけます。

顧問契約を締結いただきますと、毎月10回程度開催しております顧問先会社様限定webセミナーに無料でご参加いただけます。最新のセミナーテーマにつきましては、トップページの「セミナー情報」をご覧ください。なお、これまでに栗田が講師を務めたセミナーにつきましては、「セミナー・講演一覧」のページをご参照ください。また、実際にセミナーに参加された役員・従業員の皆様の感想は、ホームページに掲載している「セミナー受講者の声」のページをご参照ください。





他の法律事務所の顧問契約と比較してください

**月額費用**

33,000円(税込)

**年間相談時間**

無制限

**相談予約の優先対応**

無料

**会社HP等に顧問弁護士の表示**

無料

**他の専門家紹介**

無料

**事務所での相談**

無料  
回数・時間無制限

**電話相談**

無料  
回数・時間無制限

**メール相談**

無料  
回数・時間無制限

**休祝日・夜間の緊急相談**

無料  
回数・時間無制限

**従業員の個人的相談**

無料  
回数・時間無制限

**契約書チェック**

無料  
回数無制限

**各種社内規程チェック**

無料  
回数無制限

**契約書等のひな形提供**

無料  
回数無制限

**参考判例の紹介**

無料  
回数無制限

**簡易な書面作成**

無料  
回数無制限

**ユニオンとの団体交渉立会い**

無料  
回数無制限

**個別案件の弁護士費用割引**

着手金  
10%減額

**債権回収の弁護士費用割引**

成功報酬  
50%減額

**Webセミナー**

無料



現在、弁護士法人栗田勇法律事務所が顧問契約を締結している企業、団体の業種は以下の通りです。

- 医療機関(内科、外科、脳神経外科、眼科、歯科、リハビリテーション科、心療内科、精神科)(静岡市葵区、静岡市駿河区、静岡市清水区、焼津市、藤枝市、沼津市)
- 歯科技工業(浜松市南区)
- 義肢・装具製作会社(静岡市駿河区)
- 医療用医薬品・一般用医薬品・栄養補助食品の開発、製造及び販売、受託加工(富士宮市)
- 障害福祉サービス業(静岡市葵区、静岡市駿河区)
- 介護事業(静岡市葵区、静岡市駿河区、静岡市清水区、藤枝市)
- 保育事業(静岡市葵区、富士宮市)
- 信用金庫(静岡市葵区)
- 社会福祉法人(静岡市清水区、藤枝市)
- 静岡県土地家屋調査士会(静岡市駿河区)
- 社会保険労務士事務所(静岡市葵区、静岡市駿河区、静岡市清水区、榛原郡吉田町、浜松市中区、沼津市、福井県福井市)
- 税理士事務所(静岡市駿河区、駿東郡清水町、東京都大田区)
- 行政書士事務所(静岡市清水区、島田市)
- 人材派遣業(静岡市葵区、静岡市駿河区、静岡市清水区、藤枝市、富士市、富士宮市、浜松市中区、三島市)
- 不動産管理業(静岡市葵区、静岡市駿河区、沼津市)
- 不動産賃貸業(静岡市葵区、静岡市駿河区、新潟県新潟市)
- 不動産仲介業(静岡市葵区、静岡市駿河区、沼津市)
- 住宅・店舗設計・施工会社(静岡市葵区、静岡市駿河区、富士市)
- コンピュータコンサルティング会社(静岡市葵区)
- インターネット関連会社(静岡市葵区、磐田市、浜松市中区)
- 情報システム開発会社(静岡市葵区、静岡市清水区、浜松市中区、富士市、三島市)
- WEBサイト用記事作成・編集、コンテンツ企画・取材・制作業(静岡市駿河区)
- WEBマーケティング、ホームページ・グラフィックの企画・制作・運営(静岡市葵区)
- 経営コンサルティング(静岡市駿河区)
- 飲食業(静岡市葵区、静岡市駿河区、静岡市清水区)
- 塩卸売業(浜松市南区)
- 製造業(静岡市葵区、静岡市駿河区、富士市、富士宮市)
- 建設業(静岡市葵区、静岡市駿河区、藤枝市、焼津市、駿東郡清水町)
- 建設資材・環境資材販売業(静岡市葵区、静岡市駿河区)
- 印刷・製版業(静岡市葵区)
- 産業機器販売・産業機械保全メンテナンス業(富士市)
- 製紙機械及び畜産機械の設計製作・開発(富士市)
- 製材業(富士市)
- 運送業(静岡市駿河区、静岡市清水区、榛原郡吉田町、藤枝市、焼津市、島田市、富士市、浜松市中区)
- 総合屋根建材卸売・施工業(静岡市清水区)
- ヘアサロン・ネイル・ブライダル事業(静岡市葵区、焼津市)
- 中古自動車販売商工組合(静岡市葵区)
- 自動車整備協同組合(静岡市駿河区)
- レッカー・交通事故時のロードサービス業(袋井市)
- 各種自動車販売・修理・板金塗装・車検・トラックボデー加工業(浜松市東区)
- 自動車部品及び工業用ゴム製品の開発・製造・販売(富士宮市)
- FA(Factory Automation)設備の設計・製作(静岡市清水区)
- 省力化機械設計・各種包装機械と関連自動装置の設計・制作販売(富士市)
- 自動車用バックミラー、光学薄膜製品の開発・製造・販売(静岡市葵区)
- 自動車賃貸業、リース業(静岡市葵区)
- 航空運送事業、航空機使用事業、航空機の修理及び整備事業(静岡市葵区)

- 化学工業薬品販売業(静岡市駿河区、磐田市、東京都千代田区)
- 管工機材・機械工具・住設機器等卸売・施工業(島田市)
- 動物取扱業、動物園経営(静岡市駿河区)
- レトルト製品、惣菜、その他食品製造業(焼津市)
- 業務用食品の製造販売(焼津市)
- 食品加工卸業(静岡市清水区)
- 通信事業・美容事業・アパレル事業(静岡市駿河区)
- 経理事務及び給与計算事務の受託・代行業(静岡市葵区、静岡市清水区)
- 精密金属部品製造加工業(裾野市)
- 包装関連資材・包装機械設備販売会社(静岡市駿河区、駿東郡清水町、富士市)
- 外壁塗装工事、屋根塗装工事、内装塗装工事、建築塗装、防水工事業(静岡市葵区、静岡市駿河区、富士市、磐田市、浜松市西区)
- 塗料研究・塗料開発・塗料製造・塗料販売・施工品質コンサルティング(東京都千代田区)
- 看板製作会社(浜松市中区)
- 鉄骨工事請負施工、鉄工機械等製作会社(沼津市、三重県桑名市)
- 道路情報板、自立制御盤、分電盤、ステンレス、アルミ製缶、工作機械カバー、工業用焼付け塗装業(沼津市)
- 店舗開発プロデュース・商品、メニュー開発業(静岡市駿河区)
- ファイリング(文書管理)支援、イメージング事業、ソフト開発事業(静岡市葵区)
- 特殊印刷業(駿東郡清水町)
- 保険代理店(静岡市葵区、沼津市)
- 家具・インテリア等のインターネット通信販売事業(浜松市中区)
- 省力機器のシステム設計並びに製作・機械、工具、伝導機器、環境設備機器の販売(静岡市清水区)
- 各種砕石製造・販売、産業廃棄物中間処理及び収集運搬(静岡市葵区)
- 工場・水道・住宅施設設計施工・メンテナンス業(掛川市)
- インターネット通信サービス販売(静岡市駿河区)
- OA機器、携帯電話・エアコン・LEDの販売、ホームページ制作運営、デジタルサイネージ(電子看板)の販売とコンテンツ制作運営(静岡市駿河区)
- 新聞、経済企業情報誌、各種出版物の編集、発行(静岡市駿河区)
- 補充用フロンの蒸留再生処理、不要フロンの破壊処理取次、フロンの回収・分析業務(焼津市)
- テントハウスの設計・製造・販売(静岡市清水区)
- 冷蔵庫、空調機、食品自動冷却装置等各種特殊設備の企画・施工・管理(焼津市)
- 食缶・飲料缶全般の包装、検品、ペットボトルその他プラスチック容器の包装、打缶検査による缶詰真空度の検査(静岡市清水区)
- 学校関係制服・会社関係制服・官公庁関係制服などの製造、パーソナルユニフォームの企画製造販売(磐田市)
- 葬儀会社(静岡市清水区)
- 総合警備保障・イベント警備・交通誘導(静岡市葵区、静岡市駿河区)
- スタンプコンクリート、モルタル造形、型押しアスファルトなどの景観工法の資機材販売・開発・輸入・責任施工(静岡市駿河区)
- 建築物清掃業務、建築物環境衛生管理業務(静岡市駿河区、駿東郡清水町)
- プラスチック精密機械加工、開発製品の試作モデル設計製作、プラスチック素材販売(静岡市清水区)
- 円筒型電池用金属ケースの製造販売(1次電池外装缶、2次電池外装缶等)、円筒缶製造設備・プラントエンジニアリング(横浜市中区)
- スーパーマーケット(静岡市清水区)
- シャッター、パーティション、金属製建具取付・修理(藤枝市)
- 建材の販売・施工、福祉用具貸与・販売(藤枝市)
- ペットホテル、老犬、老猫介護施設(富士市)
- 天然木突板・化粧合板販売、原木・製材・一枚板製造販売、フローリング販売、建築内装材販売、建築工事(牧之原市)
- 各種シュリンク包装、缶詰製品ラベル巻き、打検・目視検品作業、製品へのシール貼付作業、アッセンブリー、セットアップ作業、梱包作業(静岡市清水区)
- RPOサービス(採用代行)、組織変革コンサルティング(東京都江東区)
- PR・広報、SNS運用サポート・代行、HP制作、コミュニティマーケティング(伊豆の国市)
- 静岡×カンヌ×映画プロジェクト実行委員会(静岡市葵区)



## 適切な契約書の作成は企業法務の基本です!! 現在お使いの契約書、本当に大丈夫ですか?

### 1 「これまで大きなトラブルがなかったから問題ない」は、 本当に正しいですか?

みなさんの会社の契約書は、どなたが作成しましたか?  
「本当にこの契約書で、大丈夫?」と思いませんか?  
もしくは、「これまで特に大きなトラブルもなかったから、たぶん大丈夫だと思うけど…」と  
思っているのかもしれませんが、  
これまで大きなトラブルがなかったから問題がない、という考え方は、多くの方がする  
ものです。  
これまで大きな病気にかかっていないから健康だ、と考えてしまうのと同じですかね。  
でも、みなさんの周りにも、これまでとても元気だったのに、ある日突然、大きな  
病気にかかってしまったという方、いませんか?  
病気にならなかったのは、身体が丈夫であるという理由ではなく、本当は、単に  
病気の症状がこれまで表面化してこなかっただけ、というようにも考えられますよ  
ね。

これって、会社も同じだと思いませんか?

大きな代償(授業料)を払う前に、事前に予防をする、という発想を持っている経営者  
の方は、契約書や規程を決して軽視しません。  
御社が突然、病に倒れないように、弁護士法人栗田勇法律事務所が日頃から健康診  
断を行います。  
是非、一度、ご連絡ください。きっとお力になれると思います。

### 2 裁判になったときに負けない契約書、つくってありますか?

契約書が必要な理由は、端的に言えば、「法的リスクの回避」という点にあります。  
契約を締結するにあたっては、後から「言った、言わない」ということで争わな  
いようにする必要があります。  
また、契約書に記載された内容が、裁判になった場合に、有利にも不利にも働  
きます。

ですから、契約書を作成するにあたっては、トラブルとなり得る状況を事前に洗  
い出し、会社にとって、不測の事態に陥らないようにしなければいけません。  
でも、実際は、契約書の内容を読むと、「いまいち意味がよくわからない」、「法  
律用語の使い方がおかしい」といった契約書によく出くわします。

これでは、法的リスクを回避するために作成したはずの契約書の内容が原因で、か  
えってトラブルが起こってしまいます。  
このように、単に「契約書の作成」と言っても、実は、大変奥が深く、弁護  
士が関与する必要性が極めて高いんです!!

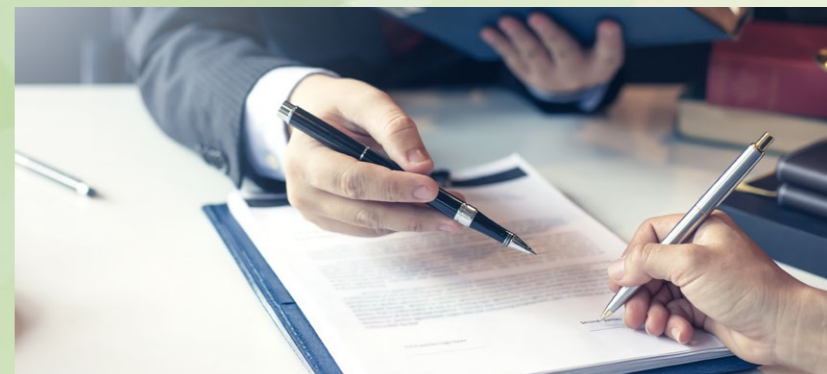
通常、契約書等の作成・チェックは、顧問弁護士が行うことが多いと思  
います。

顧問弁護士であれば、会社の状況等を把握しており、業務依頼がスムーズ  
に行く点や弁護士費用の減額ができるといった点で、大変メリットが高い  
です。  
そのため、契約書の作成・変更・チェックをお考えの会社様は、弁護  
士と顧問契約を締結することをおすすめします!

なお、弁護士法人栗田勇法律事務所では、顧問契約を締結させていただ  
いた会社様に限り、契約書のチェックを無料で行っております。  
現在も、多くの顧問先会社様が、毎日のように、契約書をメールやFAX  
でお送りいただき、リーガルチェックの依頼をされております。  
1回1回、費用がかかるようだと、依頼しづらいですね。  
この点も、他の法律事務所の顧問契約と是非比較していただきたい点  
です。

弁護士法人栗田勇法律事務所は、顧問契約の内容に絶対の自信を持  
っています。

「一度、話をちゃんと聞いてみたい!」という経営者のみなさん、ご  
連絡ください。栗田自らちゃんと説明させていただきます。







### 3 弁護士法人栗田勇法律事務所がこれまでに作成 もしくはリーガルチェックを行った契約書等

弁護士法人栗田勇法律事務所がこれまでに作成もしくは  
リーガルチェックを行った契約書等の一部をご紹介します。

- 売買取引基本契約書
- 売買契約に関する個別契約書
- 建物賃貸借契約書
- 一時使用土地賃貸借契約書
- 事業用定期建物賃貸借契約書
- 事業用定期借地権設定契約書
- サブリース契約書
- 駐車場賃貸借契約書
- 建物管理委託契約書
- コンサルティング業務委託契約書
- 営業業務委託基本契約書
- 代理店契約書
- 販売パートナー契約書
- 金銭消費貸借契約書
- 秘密保持契約書
- 工事請負契約書
- フランチャイズ契約書
- 商品販売委託契約書
- システム保守契約書
- システムライセンス契約書
- 建築工事請負契約書
- リース契約書
- 地上権設定契約書
- 債務弁済契約書
- 労働者派遣基本契約書
- 労働者派遣個別契約書
- 雇用契約書
- 事業譲渡契約書
- 債権譲渡契約書
- 株式譲渡契約書
- 企業提携仲介契約書
- 経営コンサルティング契約書



### とにかくお早めにご相談ください! 債権回収は、時間との戦いです。

#### 1 債権管理は、適切な契約書の作成から!!

「取引先に商品を販売したけれど、売掛金を支払ってくれない…」  
「売掛金の支払時期を延期してほしいと言われた…」

多くの会社の方は、このようなご経験をされたことがあると思います。  
債権回収実務においては、債権の焦付きが起る前の処理がとても重要になってきます。  
つまり、日々の経理や営業・倉庫部門などの実務処理が重要なのです!

いくら弁護士が代理人となったとしても、日頃の実務処理が杜撰では、適切な債権回収はできませんし、後々、法律上のトラブルに発展しかねません。

ですから、特に問題が顕在化していなくても、日頃から、適切な契約書を作成したり、債権管理をしっかりしておくことが重要になってきます。

#### 2 債権回収は時間との戦い! 経営者の決断力が試される場面です!!

次に、債権回収の危険が迫っている場合には、1分でもはやく債権回収を図る必要があります。  
時間が経過すればするほど、採り得る手段が少なくなってきます。  
大切なことなので、もう一度言いますね。

**債権回収は、時間との戦いです! とにかくお早めにご相談ください。**

「債権回収」と一言で言っても、その方法は、多種多様です。  
問題となっている取引先の状況、取引先との契約内容等を十分に精査し、採り得るベストな手段を選択する必要があります。

なお、債権管理・回収は、通常、会社の顧問弁護士が行うことが多いと思います。  
もし、弁護士との顧問契約を締結していない場合には、顧問契約の締結をご検討いただくと、迅速性や費用面でメリットが大きいのではないのでしょうか。



### 3 弁護士法人栗田勇法律事務所の「完全成功報酬型債権回収」サービスを是非、一度、お試しください!!!

弁護士法人栗田勇法律事務所では、**完全成功報酬型債権回収サービス**を提供しております。

このサービスは、その名のとおり、**着手金は0円、回収した場合にのみ成功報酬をいただく**というものです。

通常、弁護士に、債権回収のための交渉や訴訟を依頼しますと、20~30万円の着手金がかかってしまいます。

そのため、着手金に満たない債権(例えば、10万円の売掛金等)の回収を依頼すると、仮に全額回収できたとしても**費用倒れ**になってしまいます。

また、仮に、訴訟を提起し、勝訴判決をもらっても、相手方に資力がない場合や倒産をしてしまった場合には、着手金の分だけ**費用倒れ**になってしまいます。

このような経営者のリスクを軽減するために、弁護士法人栗田勇法律事務所では**完全成功報酬型債権回収サービス**を開始しました。

成功報酬については、実際に回収できた金額を基準として、一般のお客様の場合には44%(税込)、**顧問契約を締結**させていただいているお客様の場合にはその半分の22%(税込)とさせていただいております。

以上のとおり、この**完全成功報酬型債権回収サービス**は、着手金がかかりませんので、回収をあきらめていた債権の回収について、いわゆる「ダメもと」でご依頼いただくことができます。

これまで、多くのお客様からご依頼をいただいております、実際にあきらめていた債権の回収ができた例もあります。

繰り返しになりますが、弁護士法人栗田勇法律事務所の**完全成功報酬型債権回収サービス**をご利用いただければ、着手金がかかりませんので、仮に回収できなかった場合でも、お客様にご負担いただくのは、郵便切手代や印紙代等の実費だけです。

ですから、「**費用倒れ**」の**リスクがほとんどない**状態で、ご依頼いただけます。

是非、一度、ご検討ください。



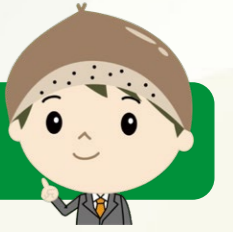
弁護士法人栗田勇法律事務所では、企業におけるセミナー等を大変重視しております。それは、企業の規模を問わず、「企業のカ=従業員のカ」と考えているからです。

定期的に企業内セミナーを開催していただき、従業員に対し、能力向上の場を提供していただくことは、企業のカを向上することに直結するものだと考えております。

**セミナー料金 55,000円(税込)**

セミナーや社内研修の内容・時間・費用等については、別途ご相談ください。完全オーダーメイドのセミナー・講演を行います。





- ハラスメント発生後における相談窓口担当者の対応マニュアル(初級編)
- 悪質クレーマーから従業員を守る!中小企業におけるカスハラ対応の準備と実践①
- 第34回 企業法務判例研究会
- 医療従事者が知っておくべき「応招義務」の考え方と患者トラブルの傾向と対策②
- 同一労働同一賃金問題だけじゃない!知らないと損をする「通勤手当」に関する実務上の注意点
- L社東京地裁判決から読み解く!退職者による顧客情報の持ち出しと不正競争防止法の守備範囲
- 役員・管理職必見!ハラスメント問題を引き起こさない唯一の方法~大切なのは「知識」じゃなくて「〇〇」なんです!~  
(東日本開発株式会社様主催)
- サン・サービス名古屋高裁事件から読み解く!揺れ動く固定残業制度の要件論に対する実務上のリスクヘッジ策
- 経済産業省事件東京地裁判決及びY交通事件大阪地裁判決から読み解く!性同一性障害を抱える従業員に対する会社の適切な対応策
- 最高裁判決から読み解く!企業が今すぐ対応すべき「正規・非正規の待遇差」問題の急所と勘所
- 第35回 企業法務判例研究会
- 令和3年4月1日施行改正高齢者雇用安定法ポイントチェック
- 悪質クレーマーから従業員を守る!中小企業におけるカスハラ対応の準備と実践②
- 医療従事者が知っておくべき「応招義務」の考え方と患者トラブルの傾向と対策③
- 役員・管理職必見!ハラスメント問題を引き起こさない唯一の方法~大切なのは「知識」じゃなくて「〇〇」なんです!~  
(株式会社ケアクオリティ様主催)
- 「産業医契約書の手引き」(日本医師会)から読み解く!産業医が労使紛争に巻き込まれないために注意すべきポイント
- 裁判例から読み解く!企業不祥事と役員の民事責任
- ビル代行事件東京高裁判決、ジェイアール総研事件東京高裁判決、ピソ工業事件仙台高裁判決から読み解く!仮眠時間の労働時間性と実務上の留意点
- 役員・管理職必見!ハラスメント問題を引き起こさない唯一の方法~大切なのは「知識」じゃなくて「〇〇」なんです!~  
(中部電力パワーグリッド株式会社様主催)
- 第36回 企業法務判例研究会
- 悪質クレーマーから従業員を守る!中小企業におけるカスハラ対応の準備と実践③
- 医療従事者が知っておくべき「応招義務」の考え方と患者トラブルの傾向と対策④
- 名古屋自動車学校(再雇用)事件名古屋地裁判決から読み解く!定年後再雇用者の基本給・手当・賞与に関する同一労働同一賃金問題のポイント
- 令和元年11月26日東京地裁判決から読み解く!サブリース契約における借地借家法28条適用の可否と実務上の留意点
- 井関松山製造所事件高松高裁判決、井関松山ファクトリー事件高松高裁判決から読み解く!無期転換後の有期労働者に関する同一労働同

- 一賃金問題の考え方
- 悪質クレーマーから従業員を守る!中小企業におけるカスハラ対応の準備と実践④
- 第37回 企業法務判例研究会
- 医療従事者が知っておくべき「応招義務」の考え方と患者トラブルの傾向と対策⑤
- 鑑定ソリュート大分ほか事件大分地裁判決から読み解く!労働者性が争点となる事案において社労士が果たすべき役割と責任
- 井関松山製造所事件高松高裁判決、井関松山ファクトリー事件高松高裁判決から読み解く!無期転換後の有期労働者に関する同一労働同一賃金問題の考え方
- 賃貸ビルオーナーの耐震改修責任と土地工作物責任の考え方
- 悪質クレーマーから従業員を守る!中小企業におけるカスハラ対応の準備と実践⑤
- ハマキョウレックス(無期転換)事件大阪地裁判決から読み解く!正社員とフルタイムの無期雇用労働者間の同一労働同一賃金問題の考え方
- 医療従事者が知っておくべき「応招義務」の考え方と患者トラブルの傾向と対策⑥
- 令和元年11月20日東京地裁判決から読み解く!建築基準法違反と媒介業者の調査説明義務
- 第38回 企業法務判例研究会
- 不正確な運用に要注意!「変形労働時間制」のトリセツ
- 悪質クレーマーから従業員を守る!中小企業におけるカスハラ対応の準備と実践⑥
- 交通事故における損害賠償請求事案の傾向と対策  
(株式会社ほけんの匠様主催)
- 医療従事者が知っておくべき「応招義務」の考え方と患者トラブルの傾向と対策⑦
- ホームケア事件横浜地裁判決から読み解く!契約書等で所定労働日数が明示されていない場合におけるシフト減少と休業手当支払の要否
- 第39回 企業法務判例研究会
- 東京地裁令和元年6月11日判決から読み解く!買主都合による決済期限の延長と融資解除特約の効力
- NOVA名古屋高裁判決から読み解く!業務委託契約を締結した場合において労働者性を肯定されないための留意点
- 令和3年4月1日施行改正高年法による70歳までの就業機会確保のために事業主が講ずべき措置(努力義務)の具体的内容と留意点
- 悪質クレーマーから従業員を守る!中小企業におけるカスハラ対応の準備と実践⑦
- 医療従事者が知っておくべき「応招義務」の考え方と患者トラブルの傾向と対策⑧
- 民法改正による不動産売買契約の実務上の変更点と注意点
- 改正公益通報者保護法指針案のポイント解説
- 有限会社シルバーハート事件東京地裁判決から読み解く!労働契約における勤務時間数に関する合意内容とシフト削減の違法性
- 過労死認定基準変更の概要及び労働時間管理をこれまで以上に注意すべき業種
- 【鬼の労務管理特訓第1弾】気を付けろ!未払残業代の消滅時効2→3→5!!
- 第40回 企業法務判例研究会

- 不正確な運用に要注意!「変形労働時間制」のトリセツ
- 悪質クレーマーから従業員を守る!中小企業におけるカスハラ対応の準備と実践⑧
- 医療従事者が知っておくべき「応招義務」の考え方と患者トラブルの傾向と対策⑨
- 重要判例から読み解く!実務上問題となる退職の意思表示の撤回に対する正しい対処法
- 最新判例から読み解く!従業員代表制度の意義と代表者選出における留意点
- 第41回 企業法務判例研究会
- 東京地裁平成29年7月20日判決から読み解く!隣室騒音に対する貸主の管理責任と実務上の留意点
- ダイレックス事件長崎地裁判決から読み解く!不正確な変形労働時間制運用の回避策と社労士の役割
- 王道の企業法務一企業を守るコンプライアンスの考え方と進め方ー(アルムメディカルサポート株式会社様主催)
- 【筆界の調査・認定の在り方に関する検討報告書】徹底検討会(第1回)
- 【鬼の労務管理特訓第2弾】気を付けろ!変形労働時間制の正しい運用方法はこれだ!!
- 「新型コロナウイルスに関するQ&A」(厚労省)から読み解く!新型コロナワクチン接種に関する労務管理上の留意点
- 悪質クレーマーから従業員を守る!中小企業におけるカスハラ対応の準備と実践⑨
- 医療従事者が知っておくべき「応招義務」の考え方と患者トラブルの傾向と対策⑩
- 【筆界の調査・認定の在り方に関する検討報告書】徹底検討会(第2回)
- 第42回 企業法務判例研究会
- 全従業員必見!ハラスメント問題を引き起こさない唯一の方法~大切なのは「知識」じゃなくて「〇〇」なんです!~  
(鈴与レンタカー株式会社様主催)
- 東京高裁令和元年7月17日判決から読み解く!賃料不払いの拡大防止義務の不履行と連帯保証人への請求の権利濫用該当性
- 巴機械サービス事件横浜地裁判決から読み解く!総合職(男性)と一般職(女性)との処遇格差と労基法・均等法違反該当性
- 改正フランチャイズガイドラインの概要と実務上の留意点
- 【鬼の労務管理特訓第3弾】気を付けろ!「管理職=管理監督者」の取扱いは時限爆弾だ!今すぐ撤廃に動き出せ!!
- 「労働基準法関係法令違反に係る公表事案」(厚労省労働基準局監督課 令和3年8月31日発表)から読み解く!ピンポイントで押さえる労務管理のタブー
- 取引先の人からのハラスメントに対する対処法と留意点
- 悪質クレーマーから従業員を守る!中小企業におけるカスハラ対応の準備と実践⑩
- 医科・歯科クリニックにおける個別指導対策①ー療養担当規則編ー
- 【筆界の調査・認定の在り方に関する検討報告書】徹底検討会(第3回)
- 第43回 企業法務判例研究会
- 日東電工事件大阪地裁判決から読み解く!主治医と産業医との診断結

- 果が相違する事案において裁判所が重視するポイント
- 令和時代における社労士の新しい仕事のしかたと戦略ー圧倒的な差別化をいかにして実現するかー
- 改正マンション標準管理規約に関する実務上の留意点
- 従業員に対するソーシャルメディアガイドライン研修の勘所
- 【鬼の労務管理特訓第4弾】気を付けろ!そんな残業承認制の運用ではダメ、絶対!正しい残業承認制の運用方法、教えます。
- 東京地裁令和2年3月27日判決から読み解く!取り壊し予定の建物に存する石綿に関する契約不適合責任追及の可否
- 中小企業における新型コロナワクチン休暇制度設計の注意点
- みずほ証券事件東京地裁判決から読み解く!従業員に対する資格取得費用等の取扱いに関する法的留意点
- 【筆界の調査・認定の在り方に関する検討報告書】徹底検討会(第4回)
- 厚労省及び労働局による労働基準関係法令違反に係る企業名公表事例の傾向と対策
- 第44回 企業法務判例研究会
- 葉機法の課徴金制度の概要とヘルスケア広告の留意点
- 松山地裁宇和島支部令和3年1月22日判決から読み解く!介護施設における時間外割増賃金の算定と介護職員処遇改善加算金の取扱い
- 近時の裁判例から読み解く!売買契約が解除された場合における不動産仲介業者の報酬請求権の帰趨
- 【鬼の労務管理特訓第5弾】無期転換ルール(5年ルール)に関する誤解から生じる違法な雇止めは百害あって一利なし!
- 医科・歯科クリニックにおける個別指導対策②ーオンライン診療料編ー
- 改正育児介護休業法・関連指針に関する実務上のポイントと留意点
- 令和時代における社労士の新しい仕事のしかたと戦略ー弁護士との協働・連携の成功事例・失敗事例ー
- 【筆界の調査・認定の在り方に関する検討報告書】徹底検討会(第5回)
- ハマキョウレックス(無期転換)事件大阪高裁判決から読み解く!正社員と無期転換労働者との間における同一労働同一賃金問題
- 全従業員必見!!ハラスメント問題を引き起こさない唯一の方法~大切なのは「知識」じゃなくて「〇〇」なんだよ~  
(静岡県国民健康保険団体連合会様主催)
- 全従業員必見!!ハラスメント問題を引き起こさない唯一の方法~大切なのは「知識」じゃなくて「〇〇」なんだよ~  
(静岡県国民健康保険団体連合会様主催)
- 第45回 企業法務判例研究会
- 【鬼の労務管理特訓第6弾】雇用契約の限界を理解し、雇用に対する根拠のない希望・期待を捨て去るべし!
- M&Aにおける労務DDにおける社労士及び弁護士の協働の必要性
- 東京地裁令和3年1月6日判決から読み解く!融資申込の申告内容相違等を理由とする売主業者によるローン解除拒否の妥当性
- 退職者の機密情報持ち出し及び転職先での使用に対する事前の予防策及び事後の対応策



- ユニオンから「不当労働行為だ!」と言われたいために会社が知っておくべき組合対応のルール  
(株式会社ホットスタッフ様主催)
- 第22回 企業法務判例研究会
- 職場におけるハラスメント事例～原因と対策～  
(経済産業省関東経済産業局様主催)
- 外国人雇用の現状と課題6
- 90分でわかる!従業員が知っておくべきコンプライアンス講座  
(東日本開発株式会社様主催)
- 第23回 企業法務判例研究会
- N商會事件東京地裁判決から読み解く!セクハラ事案発生時における会社の職場環境配慮義務の具体的内容
- 令和時代における金融機関の果たすべき役割-働き方改革の本当の意味を考える-(実践編)  
(しずおか焼津信用金庫様主催)
- 総務部が押さえておくべき最新の人事・労務問題～パワーハラスメントについて～  
(静岡県中部地域労務管理等研究会様主催)
- 貸家の老朽化に伴う立退き・建替えの上手な対処法  
(旭化成ホームズ株式会社様主催)
- 弁護士から見た業務トラブル発生時の適切な対処法  
(株式会社第一不動産様主催)
- 外国人雇用の現状と課題7
- 職場におけるハラスメント事例～原因と対策～  
(株式会社産栄工業様主催)
- 第24回 企業法務判例研究会
- 全管理職必見!!パワハラトラブルを引き起こさない唯一の方法～大切なのは「知識」じゃなくて「OO」なんだよ～  
(阿部化学株式会社様主催)
- 全管理職必見!!パワハラトラブルを引き起こさない唯一の方法～大切なのは「知識」じゃなくて「OO」なんだよ～  
(阿部化学株式会社様主催)
- 第25回 企業法務判例研究会
- 令和時代のマンション管理と顧問弁護士活用法  
(日本ハウズイング株式会社沼津営業所様主催)
- 国際自動車事件最高裁判決から読み解く!固定残業制度の有効要件「明確区分性」の意味
- 経営者が必ず知っておくべきユニオンとの団体交渉のルールと留意点  
(株式会社みおつくし様主催)
- 第26回 企業法務判例研究会
- 第27回 企業法務判例研究会
- ビックカメラ事件東京地裁判決から読み解く!精神疾患罹患の可能性があり、問題行動が改善しない従業員に対する対応方法
- アフターコロナ時代における社労士の役割と生き方  
(社会保険労務士法人 OFFICE IDE様主催)
- 第28回 企業法務判例研究会
- これだけは押さえておきたい!テレワークにおける労務管理のキモ(基礎編)
- コンプライアンスの基礎と弁護士の上手な活用法

- (株式会社大洋アレスコ様主催)
- これだけは押さえておきたい!テレワークにおける労務管理のキモ(応用編)
- コンプライアンスの基礎と弁護士の上手な活用法  
(株式会社大洋アレスコ様主催)
- 第29回 企業法務判例研究会
- 変形労働時間制導入会社における振替休日の運用に関する実務的留意点
- 辻・本郷税理士法人事件東京地裁判決から読み解く!ハラスメント調査における実務上の留意点
- 1時間でわかる!改正公益通報者保護法のキモ
- 第30回 企業法務判例研究会
- 顧問先会社で新型コロナウイルス感染者が出た際の対応策と留意点
- 民法改正による身元保証への影響と実務上の留意点
- 近時の裁判例から読み解く!継続雇用制度運用の法的留意点
- 民法改正に伴う【瑕疵担保責任→契約不適合責任】に関する契約書変更のチェックポイント
- 第31回 企業法務判例研究会
- アフターコロナ時代における社労士の役割と生き方(実践編)  
(社会保険労務士法人 OFFICE IDE様主催)
- 木の花ホームほか1社事件宇都宮地裁判決から読み解く!「パワハラ6類型」に関する具体的あてはめの妥当性
- 最新重要判例から読み解く!ハラスメント事案 事前の対応策と事後の対処法  
(株式会社クメタ製作所様主催)
- 独禁法で禁止されている「不当な取引制限」の具体例と実務上の留意点  
(株式会社キンバラ様主催)
- 民法改正による法定利率の変更と実務への影響
- ユニオンから「不当労働行為だ!」と言われたいために会社が知っておくべき組合対応のルール  
(株式会社ステップ・アップ様主催)
- 令和2年9月改定「副業・兼業の促進に関するガイドライン」から読み解く今後の働き方と労務管理
- 第32回 企業法務判例研究会
- 離婚と子どもを考えると～養育費と面会交流～  
(母子家庭等就業・自立支援センター様主催)
- 緊急開催!令和2年10月に言い渡された3つの最高裁判決から読み解く!企業が今すぐ対応すべき「正規・非正規の待遇差」問題の急所と勘所
- 企業におけるハラスメント対策～企業活動と人権～  
(静岡県人権啓発センター様主催)
- 他社の失敗事例から学ぶ!全従業員が知っておくべき個人情報・営業秘密管理のキモ  
(株式会社ホットスタッフ浜松様主催)
- 他社の失敗事例から学ぶ!全従業員が知っておくべき個人情報・営業秘密管理のキモ  
(株式会社ホットスタッフ浜松様主催)
- 民法改正後も要注意!継続的契約と保証人の責任限定リスクの回避術
- 5つの最高裁判例から読み解く!同一労働同一賃金に関する実務対応

- (最新版)
- 第33回 企業法務判例研究会
- 重要判例から読み解く!会社が社員の奨学金返還を支援する制度の法的留意点
- 全従業員必見!!ハラスメント問題を引き起こさない唯一の方法～大切なのは「知識」じゃなくて「OO」なんだよ～  
(中電防災株式会社様主催)
- 日本郵便事件最高裁判例から読み解く!同一労働同一賃金問題における各種手当の是正の要否とその方法(基礎編)
- 全従業員必見!!ハラスメント問題を引き起こさない唯一の方法～大切なのは「知識」じゃなくて「OO」なんだよ～  
(中電防災株式会社様主催)
- 医療従事者が知っておくべき「応招義務」の考え方と患者トラブルの傾向と対策①

## セミナー実績（平成31年・令和元年）



- 公益通報者保護法の概要及び改正ガイドラインに基づく運用の留意点  
(工業勉強会主催)
- 公益通報者保護法の概要及び改正ガイドラインに基づく運用の留意点
- 失敗事例に学ぶ営業秘密保護  
(独立行政法人工業所有権情報・研修館様主催)
- 第11回 企業法務判例勉強会
- 最新重要判例から読み解く!ハラスメント事案 事前の対応策と事後の対処法  
(東日本開発株式会社様主催)
- ビジネスにおける弁護士の役割とIT・知財関係法務のトレンド  
(静岡信用金庫水守支店様主催)
- 2時間で押さえる!各種労働法改正の基礎  
(静岡県中部地域労務管理等研究会様主催)
- 第12回 企業法務判例勉強会
- いかにして内部不正と情報漏洩を防止するか  
(丸尾興商株式会社様主催)
- 90分で押さえる!働き方改革関連法のツボ  
(静岡信用金庫本店営業部様主催)
- 共立メンテナンス事件東京地裁判決から読み解く!「パワハラ→精神障害発症→労災認定」事案における休職期間満了時の対応方法
- 第13回 企業法務判例勉強会
- 管理職が直面する人事・労務リスク!事前の留意点と事後の対処法  
(中部電力株式会社様主催)
- 第14回 企業法務判例勉強会
- 特定技能の概要と外国人雇用の一般的留意点
- いなげやほか事件東京地裁判決から読み解く!障害者雇用と企業の合理的配慮の範囲と程度
- 60分で押さえる!働き方改革関連法のツボ  
(株式会社第一不動産様主催)
- 第15回 企業法務判例勉強会
- 過去の事案から読み解く!従業員のSNSへの不適切投稿を原因とする本人及び会社の法的リスク  
(丸尾興商株式会社様主催)
- これからの時代の「金融機関と弁護士の関わり方」  
(しずおか焼津信用金庫富士支店様主催)
- 特定技能の概要と外国人雇用の一般的留意点(発展編)
- 最新重要判例から読み解く!ハラスメント事案 事前の対応策と事後の対処法  
(株式会社大丸松坂屋百貨店 松坂屋静岡店様主催)
- 第16回 企業法務判例勉強会
- 緊急開催!弁護士×社労士が付度なしに教える未払残業代請求の消滅時効延長に伴う労務管理の留意点-手遅れになる前に今やるべきこと-  
(弁護士法人栗田勇法律事務所/トモノ社労士事務所主催)
- 外国人雇用の現状と課題
- 最新重要判例から読み解く!ハラスメント事案 事前の対応策と事後の対処法  
(静岡県人権啓発センター様主催)
- 第17回 企業法務判例勉強会
- 「賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会」第9回報告書から読み解く!賃金等請求権の消滅時効延長と今後の労務管理の方針
- 令和の時代に求められる働き方と仕事に対する考え方-これが真の「働き方改革」だ!  
(株式会社影山鉄工所様主催)
- 外国人雇用の現状と課題2
- 医療法人杏祐会元看護師ほか事件広島高裁判決から読み解く!医療

- 機関における看護学校修学資金等の貸付契約と貸付金返還請求の留意点
- 第18回 企業法務判例勉強会
- 貨物運送業におけるドライバーの「無駄な」残業時間・残業代を適法に削減させる方法
- 外国人雇用の現状と課題3
- 「働き方改革」下における経営者・管理職が直面する人事・労務リスク!事前の留意点と事後の対処法  
(富士宮商工会議所青年部様主催)
- 第19回 企業法務判例勉強会
- 民法改正が不動産取引実務に与える影響と宅建業者が留意すべきポイント  
(静岡県土地家屋調査士会様主催)
- 重要判例から読み解く!全職員が知っておくべきコンプライアンスの最重要項目  
(静岡県自動車整備商工組合様主催)
- 重要判例から読み解く!全職員が知っておくべきコンプライアンスの最重要項目  
(静岡県自動車整備商工組合様主催)
- 令和時代に求められる社労士のカタチ  
(社会保険労務士法人OFFICE IDE様主催)
- 外国人雇用の現状と課題4
- 令和の時代に求められる働き方と仕事に対する考え方-これが真の「働き方改革」だ!  
(株式会社第一不動産様主催)
- 第20回 企業法務判例勉強会
- 重要判例から読み解く!全職員が知っておくべきコンプライアンスの最重要項目  
(静岡県自動車整備商工組合様主催)
- 王道の企業法務-企業を守るコンプライアンスの考え方と進め方-  
(静岡県中小企業団体中央会様主催)
- 令和時代における金融機関の果たすべき役割-働き方改革の本当の意味を考える-  
(しずおか焼津信用金庫様主催)
- 派遣先会社必見!派遣労働者の「同一労働同一賃金」問題の正しい捉え方  
(株式会社S&A様主催)
- 長崎市立病院事件長崎地裁判決から読み解く!医師の当直業務・勉強会等の労働時間性の考え方-厚労省通達を踏まえた実務的対応方法を検討する-
- 離婚と子どもを考える~養育費と面会交流~  
(母子家庭等就業・自立支援センター様主催)
- 外国人雇用の現状と課題5
- 全管理職必見!!パワハラトラブルを引き起こさない唯一の方法~大切なのは「知識」じゃなくて「○○」なんだよ~  
(株式会社TOKAIマネジメントサービス様主催)
- 全管理職必見!!パワハラトラブルを引き起こさない唯一の方法~大切なのは「知識」じゃなくて「○○」なんだよ~  
(株式会社TOKAIマネジメントサービス様主催)
- 第21回 企業法務判例勉強会
- 全管理職必見!!パワハラトラブルを引き起こさない唯一の方法~大切なのは「知識」じゃなくて「○○」なんだよ~  
(株式会社TOKAIマネジメントサービス様主催)

主催の記載の無いセミナーはすべて弁護士法人栗田勇法律事務所主催となります。

## セミナー受講者の声

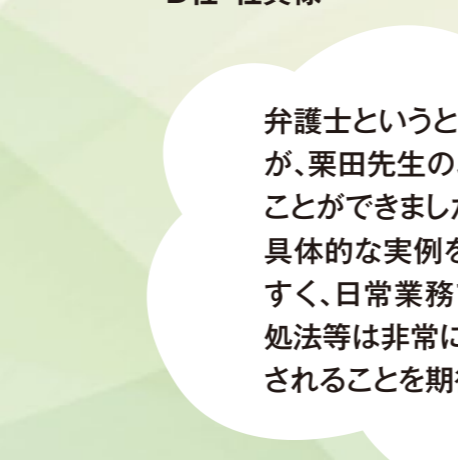


弁護士法人栗田勇法律事務所ではお客様の声に真摯に耳を傾け、よりよいリーガルサービスを提供できるよう、セミナー後に受講者の皆様からアンケートを取らせて頂いております。ここにはお客様の声の一部を掲載させていただきました。この他にも数多くのお声をいただいております。受講者の皆様の声を参考に是非一度社内セミナーを実施されてみてはいかがでしょうか？



D社・社員様

宅建の勉強をした際に知った情報をより詳しく知ることができたり、初めて学ぶことも多くあり、とても勉強になりました。また、このようなセミナーがあれば、是非参加したいと思います。



弁護士という敷居が高いイメージでしたが、栗田先生のお話を拝聴し身近に感じることができました。具体的な実例を挙げての講義は分かりやすく、日常業務で起こりうるトラブルの対処法等は非常に勉強になり、定期的に開催されることを期待します。



B社・社員様

大変おもしろいセミナーが聞けて、とても参考になりました。具体的な事例も含めたお話が聞け、今後、自分が目指していきたいと考えている社労士像の一助となりました。



社労保険労務士・F様



## 他の社労士の先生との圧倒的な差別化!! 労務管理に強い弁護士との連携により、 よりハイレベルな労務管理サービスをクライアントへ

社会保険労務士の先生方、こんにちは! 弁護士の栗田です。

弁護士法人栗田勇法律事務所の特徴の1つとして、「社会保険労務士事務所との顧問契約」があります。現在、静岡県内外を問わず、複数の社会保険労務士事務所と顧問契約を結ばせていただいております。

多くの社会保険労務士の先生から、  
「顧問契約を結ぶと、どんなメリットがあるの?」  
「顧問料、いくらなの? どうせ高いんでしょ…」  
といったご質問をいただきますので、以下、ご説明いたします。

### 1.顧問料は、一律月額2万2000円(税込)です。

先生方のクライアントの数や事務所が個人か法人かなどにかかわらず、一律月額2万2000円とさせていただきます。

### 2.顧問契約の内容は以下のとおりです。

#### ①先生方がクライアントからご相談を受けた際、セカンドオピニオンをお伝えします。

クライアントから非常に難しい内容のご相談を受けた際、本当に自分の回答が正しいのか自信が持てないときってありませんか?きっと多くの先生方がご経験されていることだと思います。私たち弁護士でもありますから。そんなときに「私はこうだと思うのですが、栗田さんはどう思いますか?」と、クライアントに回答する前に、念のため回答内容の当否を確認しておくことができれば、自信を持って回答できませんか?

#### ②栗田が先生方と同席の上でクライアントのご相談に対応します。

先生方が希望される場合には、上記のセカンドオピニオン制度に限らず、先生方と一緒にクライアントのご相談に対応します。先生方が社会保険労務士としての視点でご回答いただき、私は、弁護士としての視点で、訴訟リスクや敗訴リスクなどを踏まえた回答をするということです。

ここまでのサービスを提供できる社会保険労務士事務所って、先生方の周りにありますか?

#### ③労務トラブル以外のご相談にも対応します。

クライアントに顧問弁護士がいない場合、労務トラブル以外の一般的な法律問題についても、ご相談を受けることってありませんか?「私に聞かれても畑違いなんですけど…」という感じですよ(笑)そんなときには、先生方に代わり、栗田が対応いたしますので、どうぞ遠慮なく仰ってください。

以上が、弁護士法人栗田勇法律事務所の顧問契約の内容です。

いかがですか?  
ここまでのサービスを上記の顧問料で行います。

「どうせ相談する場合には別途相談料をとるんでしょ?」  
という突っ込みをよく受けますが(笑)。もう一度申し上げます。

ここまでのサービスはすべて顧問料の範囲です。

ですので、別途、相談料やわけのわからない手数料は一切いただきませんので、ご安心ください。

また、「2万円でそこまでやってもらって大丈夫? 儲からないんじゃないの?」と心配していただくこともあります(笑)。ご心配ありがとうございます。一度、半年でも3ヶ月でもお試しいただければ、このサービスの良さを実感していただけると確信しています。

「もう少し詳しく話が聞きたいんだけど」  
という先生には、栗田自らご説明いたします。

一般的な社会保険労務士事務所による労務管理サービスを超越したサービスを提供してみませんか?

是非、ご連絡をお待ちしております!